

豊田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示196号。以下「指針」という。）に沿って定めるものとする。

(総合事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、法第115条の45第1項に規定する被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的とする。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号イ、ロ及びニに規定する事業のうち次に掲げる介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス事業

(ア) 介護予防訪問サービス

旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス

(イ) 生活支援訪問サービス

訪問介護相当サービスの基準等を緩和したサービス

(ウ) 短期集中訪問サービス

3～6か月の短期間に集中的に支援を行うサービス

イ 通所型サービス事業

(ア) 介護予防通所サービス

旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス

(イ) 生活支援通所サービス

通所介護相当サービスの基準等を緩和したサービス

(ウ) 短期集中通所サービス

3～6か月の短期間に集中的に支援を行うサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント事業

(ア) ケアマネジメントA

介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント

(イ) ケアマネジメントB

緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したもの

- (2) 法第115条の45第1項第2号に規定する事業のうち指針第3第2項に規定する一般介護予防事業として次に掲げる事業
- ア 介護予防把握事業
 - イ 介護予防普及啓発事業
 - ウ 地域介護予防活動支援事業
 - エ 一般介護予防事業評価事業
 - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施主体)

第4条 前条に掲げる総合事業の実施主体は、豊田市とする。

(総合事業の実施方法)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事業（以下「指定訪問・通所事業」という。）は、法第115条の45の5の規定に基づいて市長が指定する者（以下「指定介護予防・生活支援サービス事業者」という。）が実施する。

- (1) 介護予防訪問サービス
- (2) 生活支援訪問サービス
- (3) 介護予防通所サービス
- (4) 生活支援通所サービス

2 市長は、次に掲げる事業は法第115条の47第4項に基づいて委託により実施することができるものとする。

- (1) 短期集中訪問サービス
- (2) 短期集中通所サービス
- (3) 介護予防ケアマネジメント事業

(指定の有効期間)

第6条 指定介護予防・生活支援サービス事業者の指定の有効期間（法第115条の45の6第1項の厚生労働省令で定める期間をいう。）は次のとおりとする。

- (1) 6年
- (2) 前号の規定にかかわらず、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービス及び法第8条第2項に規定する訪問介護を、若しくは介護予防通所サービス又は生活支援通所サービス及び法第8条第7項に規定する通所介護（法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を含む。）を同一法人が同一建物内において一体的に運営している場合、当該訪問介護又は通所介護（地域密着型通所介護を含む。）の指定の有効期間

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第7条 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、第5条第2項に規定する短期集中訪問サービス及び短期集中通所サービスを除き、別表の

区分及びサービスの種類ごとの単位数に、同表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

- 2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の支給)

第8条 市長は、前条第1項の規定により算定された指定訪問・通所事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額を指定介護予防・生活支援サービス事業者に支払うものとする。

- 2 前項のうち法第59条の2第1項の規定を適用する場合、市長は、費用額の100分の80に相当する額を指定介護予防・生活支援サービス事業者に支払うものとする。

- 3 第1項のうち法第59条の2第2項の規定を適用する場合、市長は、費用額の100分の70に相当する額を指定介護予防・生活支援サービス事業者に支払うものとする。

- 4 市長は、介護予防ケアマネジメントについては、前条の規定によりサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該事業に要した費用の額）を地域包括支援センターに支払うものとする。

- 5 市長は、前項の審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託できるものとする。

(利用者負担額)

第9条 指定訪問・通所事業の利用者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、第7条の規定により算定した額から、前条で算定した額を減じた額とする。

(支給限度額)

第10条 指定訪問・通所事業の利用者が利用できる指定訪問・通所事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定に基づき、要支援状態区分の要支援1の支給限度額と同額とする。

(高額介護予防サービス費相当の支給)

第11条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額が高額であるときは、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当の支給)

第12条 市長は、指定訪問・通所事業の利用により生じた利用者負担額及び

医療保険の自己負担額を合算した額が高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例)

第13条 市長は、災害その他特別な事情があることにより、必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、利用者等からの申請により、介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例に関する基準等については、豊田市介護保険規則（平成12年規則第4号）別表第1の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている利用者は、介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者)

第14条 市長は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する者に対し、介護保険法施行規則省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1の質問項目の回答が、同基準様式第2に掲げる①から⑦までのいずれかに該当した者を事業対象者とする。なお、事業対象者の判定については、基本チェックリスト申請書（様式第1号）によるものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業に係る届出)

第15条 介護予防・生活支援サービス事業を受けようとする者は、介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に被保険者証を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があった介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称を当該被保険者の被保険者証に記載して返付するものとする。

3 事業対象者が当該届出を行った場合は、市長は前項の事項のほかに、次に掲げる事項を被保険者証に記載して返付するものとする。

(1) 事業対象者である旨

(2) 基本チェックリスト受理日

(事業対象者の介護予防・生活支援サービス事業の利用)

第16条 事業対象者は、基本チェックリスト受理日から当該事業を利用することができる。

2 基本チェックリスト受理日が要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日から当該介護予防・生活支援サービス事業を利用できるものとする。

- 3 事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者でなくなった場合は、当該基本チェックリストの受理日が属する月の翌月1日から、サービスを利用できないものとする。

(事業対象者の有効期間)

第17条 事業対象者の有効期間開始日は、基本チェックリスト受理日とする。ただし、基本チェックリスト受理日が認定有効期間内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日とする。

- 2 事業対象者の有効期間終了日は原則設けないこととする。ただし、事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者でなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の末日を有効期間終了日とする。市長は、当該基本チェックリスト実施日を被保険者証に記載して返付するものとする。

(事業対象者の認定取消し)

第18条 事業対象者が、介護予防・生活支援サービス事業を今後利用する予定がないために自主的に認定の取消しを希望する場合は、法第31条及び第34条の取扱いに準じて扱うものとする。基本チェックリストによる再判定は不要とし、この場合において、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第15条第2項及び第3項に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。

- 2 認定取消しの効力は、取消決定日から生じるものとする。

(本市の区域外の指定事業所に係る特例)

第19条 第5条、第6条及び前条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域外にある場合であって、市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村の指定の基準によるものとする。

(文書の提出等)

第20条 市長は、総合事業の給付に関して必要があると認めるときには、第5条に規定された指定事業者及び指定を受けたとみなされた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	介護予防訪問サービス（従前の介護予防訪問介護等に相当するサービス）	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号。以下「基準告示」という。）別表1訪問型サービス費イ、ロ及びハに定める単位数とする。ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数とする。	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める豊田市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	生活支援訪問サービス（基準緩和）	週1回程度 939単位 週2回程度1,876単位 ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、それぞれ940単位、1,878単位とする。	同上
通所型サービス	介護予防通所サービス（従前の介護予防通所介護等に相当するサービス）	基準告示別表2通所型サービス費イ(1)(2)に定める単位数とする。ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数とする。	10円に単価告示に定める豊田市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

	生活支援通所サービス（基準緩和）	<p><送迎なし> 週1回程度 1,117単位 週2回程度 2,233単位</p> <p><送迎あり> 週1回程度 1,422単位 週2回程度 2,842単位</p> <p>ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、それぞれ1,118単位、2,235単位、1,423単位、2,845単位とする。</p>	同上
介護予防 ケアマネジメント	ケアマネジメントA	<p>基準告示別表3介護予防ケアマネジメント費通所型サービス費イに定める単位数とする。</p> <p>ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数とする。</p>	10円に単価告示に定める豊田市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
	ケアマネジメントB	<p>1月につき327単位</p> <p>ただし、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、328単位とする。</p> <p>初回加算300単位 委託連携加算300単位</p>	同上

様式第1号（第14条関係）

基本チェックリスト申請書

〈簡易チェック〉

実施日： 年 月 日

項目	確認事項	
本人の状態	一人で歩くことはできますか。	はい・いいえ
	一人で起き上がることはできますか。	はい・いいえ
	お風呂やトイレは <u>介助なし</u> で、一人で入れますか。	はい・いいえ
希望するサービス	利用したいサービスはありますか ※訪問介護（ヘルパー）、通所介護（デイ）のみであれば「はい」にチェック	はい・いいえ
	今後、たとえば杖のレンタルなど、他のサービスを利用する予定はないですか。	はい・いいえ
	ヘルパーとデイサービスのみの利用であれば、「基本チェックリスト（裏面）」を実施して該当すると、介護の認定がなくても利用できるようになりました。 <u>基本チェックリストの実施</u> を希望しますか。	はい・いいえ

※全て「はい」がついた場合は申請者情報を記入して基本チェックリストを実施

〈申請者情報〉

本人	被保険者番号	
	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒 豊田市
	生年月日・年齢	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)

〈情報提供の同意〉※ 基本チェックリストが「該当」の場合は記入

私（代筆者又は代理人）は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用に当たり、この申請書に記載された内容、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証を、豊田市地域包括支援センター（地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護事業者）及び介護予防・生活支援サービス事業所へ情報提供することに同意します。

年 月 日

豊田市長 様

本人氏名

代筆者又は代理人氏名

本人との関係

電話番号

担当地域包括支援センター：

基本チェックリスト

1	バスや電車で1人で外出していますか ※付き添いなしで、自家用車も含む	はい	いいえ	10
2	日用品の買い物をしていますか ※外へ出て自分で買い物できるかどうか	はい	いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか ※自分でお金を管理できるかどうか	はい	いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか ※日頃から交友関係があるかどうか	はい	いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか ※相談されていなくても、仮に相談された場合に乗るなら「はい」	はい	いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか ※時々であれば「はい」	はい	いいえ	3
7	いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか ※時々であれば「はい」	はい	いいえ	
8	15分ぐらい続けて歩いていますか ※場所は問わず、日ごろから歩く機会があれば「はい」	はい	いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか ※1回でもあれば「はい」	はい	いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ	2
12	身長： cm 体重： kg (BMI =) ※注	未滿	以上	
13	半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ	2
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ	
15	口の渇きがきになりますか	はい	いいえ	
16	週に1回以上は外出しますか ※頻度が異なる場合は過去1か月の平均	はい	いいえ	1
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか ※減っている傾向であれば「はい」	はい	いいえ	1
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのものわすれがあるといわれますか	はい	いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ	
20	今日が何月何日か分からないときがありますか	はい	いいえ	2
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じる	はい	いいえ	

24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

(注) BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) が 18.5 未満

該当	・	非該当
----	---	-----